

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

四国（香川）国民年金 事案 519

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から51年12月まで

昭和36年4月の国民年金制度発足時期において、当時、A町役場（現在は、B市役所）職員であった夫が、上司から私の国民年金への加入を勧められたことを契機に、夫が同役場で国民年金の加入手続を行い、その後、毎月、同役場年金係で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

現在、申立人の基礎年金番号に統合されている国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、任意加入被保険者として昭和52年1月に払い出されたものと推認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、35年12月7日付けで申立人と同姓同名の者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、上記、昭和35年12月7日付けで申立人と同姓同名の者に払い出された国民年金手帳記号番号に係る40年頃に作成された国民年金被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）及び50年頃に作成された国民年金被保険者台帳（以下「新台帳」という。）を見ると、申立人と同姓であり異なる名の申立人とは別人の国民年金被保険者記録に訂正処理されていることが確認できるところ、年金事務センターは、「訂正処理が行われた時期及び理由は不明である。」と回答しているものの、当該訂正処理が行われるまでは、i) 旧台帳は、氏名、生年月日及び住所の各欄の記載事項が、申立人の氏名、生年月日及び住所と一致していること、ii) 新台帳は、氏名、生年月日及び住所の各欄の記載事項のうち、生年月日を除き、申立人の氏名及び住所と一致して

いることが確認できることから、訂正処理が行われるまでは、申立人の記録として管理されていた可能性が高いほか、申立期間の保険料は納付済みと記載されている。

さらに、上記、昭和 35 年 12 月 7 日付けで申立人と同姓同名の者に払い出された国民年金手帳記号番号は、現在、申立人と同姓であり異なる名の申立人とは別人の国民年金記録として管理されているが、当該別人の夫に聴取したところ、当該別人が申立人と同姓となったのは、37 年以降であったと推認できることから、国民年金手帳記号番号払出時点（昭和 35 年 12 月 7 日）においては、申立人と異なる姓であったものと考えられ、当該手帳記号番号は申立人に対し払い出されたものであったと考えるのが妥当である。

加えて、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の夫は、「国民年金制度発足当時、上司から妻の国民年金への加入を勧められ加入手続を行った。また、国民年金保険料は、毎月、A 町役場の年金係に現金を持参し、年金手帳に印紙を貼ってもらっていた。」と主張しているところ、i) 当時、申立人の夫と同じ A 町役場の職員であり、かつ、その妻の国民年金手帳記号番号が昭和 35 年 12 月 7 日に払い出された者は、「国民年金制度が始まる頃、A 町役場から配偶者の国民年金への加入について説明があり、妻の国民年金の加入手続を行った。また、国民年金保険料は、同役場の年金係に現金と年金手帳を持参しており、その都度担当者が年金手帳に印紙を貼ってくれていた。」と供述していること、ii) 同町において、53 年 4 月 1 日に国民年金を担当することとなったとする者は、「私が年金係になった当初、年金手帳に印紙を貼り検認していた記憶がある。」と供述していることから、申立人の夫の主張に不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

四国（高知）国民年金 事案 521

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

平成7年3月にA市役所B支所（現在は、B出張所）で国民年金の加入手続を行い、その場で国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が作成した申立人に係る国民年金被保険者カードによると、国民年金被保険者の資格取得日が平成7年3月21日と記載されているとともに、記事欄には「国年取得喪失届出のおしらせ通知済 7.4.12」との押印が確認できるところ、申立人の他の期間における厚生年金保険から国民年金への切替手続については、おおむね1か月以内に行われていることが確認できることを踏まえると、申立期間に係る切替手続についても申立期間直後に行われたものと推認できる。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間に係る国民年金保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる上、申立人の夫も昭和36年4月から60歳到達までの国民年金保険料を完納していることが確認できる。

さらに、申立期間は1か月と短期間である上、A市は、「申立期間当時、当市B支所において、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の窓口収納業務を行っていた。」と回答しており、申立人の主張と符合していることを踏まえると、納付意識の高い申立人が申立期間の国民年金保険料についても納付したのと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1174

第1 委員会の結論

事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和46年6月16日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月16日から同年6月16日まで

昭和45年3月18日にA社に入社し、平成23年9月13日に退職するまで継続して勤務していたが、B社からC社に異動した際に、2か月間の厚生年金保険の記録が欠落している。

この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の事業を継承しているD社から提出された従業員名簿から、申立人は、A社及びその関連会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、E企業年金基金から提出された同基金加入者台帳により、申立人が昭和46年6月16日にB社で同基金の加入者資格を喪失し、同日にC社で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、E企業年金基金及びD社並びにB社を管轄していたF年金事務所は、申立期間当時、厚生年金保険と厚生年金基金の届出書の様式が複写式で一体のものであったか否かは不明であると回答しているものの、同基金の厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は認められない上、同基金の届出書の様式が複写式でなかったとする事実も認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和46年6月16日にB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、E企業年金基金の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

四国（愛媛）厚生年金 事案1175

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和45年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月31日から同年2月1日まで

私は、A事業所及び関連会社のB社において継続して勤務していたにもかかわらず、A事業所からB社に転勤した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、申立期間を同保険の被保険者であった期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所及びB社の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（A事業所からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と一緒にA事業所からB社に異動したとする複数の同僚が、「昭和45年2月1日にA事業所からB社に異動した。」旨供述しているほか、戸籍の附票において、申立人が昭和45年2月1日にB社の所在地付近に転居した旨記録されていることから、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和44年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和45年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申

立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（高知）国民年金 事案 520

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの期間、同年7月から52年3月までの期間及び同年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から51年3月まで
② 昭和51年7月から52年3月まで
③ 昭和52年10月から55年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料は、3か月分ずつ納付しており、未納となっているとは考えられない。その当時の領収書等はないが、納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人は、昭和54年7月27日にB市に転出していることが確認できるところ、A市が保管する国民年金保険料検認簿によると、申立期間①、②及び申立期間③のうち52年10月から54年6月までの期間に係る国民年金保険料の検認印は確認できず、当該記録は、被保険者名簿及び申立人の国民年金被保険者台帳の納付記録と一致する。

また、B市の被保険者名簿によると、申立人は、昭和54年7月13日にA市からB市に転入していることが確認できるところ、申立期間③のうち、同年7月から55年3月までの期間に係る国民年金保険料は未納とされており、申立人の国民年金被保険者台帳の納付記録と一致する。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を3か月ごとに納付していたと主張する以外に、納付時期、納付金額及び納付場所等についての記憶が不鮮明であり、具体的な納付状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（愛媛）国民年金 事案 522（愛媛国民年金事案 340 及び 656 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から49年3月までの期間及び50年12月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から49年3月まで
② 昭和50年12月から51年3月まで

昭和49年4月以前に夫の知人から、申立期間の国民年金保険料を特例納付できることを聞き、夫が、A市役所の窓口で夫婦の国民年金の加入手続を行い、その場で夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を一括納付した。それ以降は、私が同市B出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付したと記憶している。

今回、知人の連絡先が判明したので、当該知人に話を聞いて、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に係る国民年金被保険者名簿は昭和51年1月に夫婦一緒に作成され、国民年金手帳記号番号は同年2月に夫婦連番で払い出されていることから、申立人は、この頃、国民年金に加入したと推認でき、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人の夫が一括納付したと主張する国民年金保険料額（10万円程度）は、実際の保険料額（15万3,700円）と相違していること、iii) 申立人の夫が行った特例納付は、年金受給資格期間の要件を満たすことを目的としていたものと推認でき、50年12月の時点では、申立人は、特例納付を行わなくとも年金の受給権を取得することが可能であったため、申立期間の保険料は未納付であったと推認できることなどから、

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に年金記録確認愛媛地方第三者委員会（当時。以下「愛媛委員会」という。）の決定に基づき、平成 20 年 10 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の申立てにおいて、i) 申立人は、「夫の知人が自身の国民年金保険料を特例納付した後に、夫に特例納付を勧めたことを思い出した。」と主張しているところ、申立人の夫の知人に対しては、昭和 52 年 4 月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人夫婦より後に、夫の知人が国民年金に加入したことがうかがわれることから、申立人の主張は、当該事実と相違すること、ii) 申立人は、「夫が一括納付した金額は、10 万円ではなく 8 万 8,000 円であったことを思い出した。」と主張しているが、前述のとおり、実際の国民年金保険料額と相違していることなどの理由から、既に愛媛委員会の決定に基づき、平成 24 年 7 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「第三者委員会は、私たち夫婦より後に、夫の知人が国民年金に加入したことがうかがわれることから、当該知人が自身の国民年金保険料を特例納付した後に、夫に特例納付を勧めたとする私の主張は、当該事実と相違するとしているが間違いである。知人は、もっと前に国民年金に加入し、夫に国民年金の加入手続を勧め、私たち夫婦は加入手続と同時に特例納付を行った。」と主張しているところ、新たに当該知人から提出された国民年金手帳に記載された年金手帳の発行日及び当該年金手帳に貼付してある領収証書の領収日から、当該知人は、前回愛媛委員会が判断した加入時期よりも前に国民年金に加入し、過去の保険料を昭和 47 年 6 月 29 日に特例納付していることが判明した。

しかしながら、当該知人から、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び特例納付に関する具体的な供述を得られない上、申立人は、「昭和 49 年 4 月以前に、夫が夫婦の国民年金の加入手続を行い、その場で夫婦二人分の国民年金保険料を一括納付した。」と主張しているものの、申立人夫婦の国民年金被保険者名簿の作成時期（昭和 51 年 1 月）、国民年金手帳記号番号の払出時期（同年 2 月）並びに申立人の夫の特殊台帳及び国民年金被保険者名簿における特例納付の記録（50 年 12 月 29 日に 45 年 4 月から 47 年 12 月までの保険料を納付）に不自然な点は無いため、申立人の主張する時期に加入手続が行われていたとは考え難い上、夫は当該特例納付の時点において、過去の未納期間のうち、年金受給資格期間の要件を満たすために必要な期間について、特例納付を行ったと考えるのが自然であり、当該時点で特例納付を行わなくとも年金の受給資格の要件を満たすことが可能であった申立人とは事情が異なっており、申立期間のうち、夫が納付済みである期間についても保険

料が納付されたと推認することは困難である。

このほか、愛媛委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（愛媛）国民年金 事案 523（愛媛国民年金事案 339 及び 657 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 10 月から 45 年 3 月までの期間、49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 50 年 12 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 50 年 12 月から 51 年 3 月まで

昭和 49 年 4 月以前に夫の知人から、申立期間の国民年金保険料を特例納付できることを聞き、夫が、A 市役所の窓口で夫婦の国民年金の加入手続きを行い、その場で夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を一括納付した。それ以降は、私が、同市 B 出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付したと記憶している。

今回、知人の連絡先が判明したので、当該知人に話を聞いて、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

（注） 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に係る国民年金被保険者名簿は昭和 51 年 1 月に夫婦一緒に作成され、国民年金手帳記号番号は同年 2 月に夫婦連番で払い出されていることから、申立人は、この頃、国民年金に加入したと推認でき、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人が一括納付したと主張する国民年金保険料額（10 万円程度）は、実際の保険料額（15 万 3,700 円）と相違していること、iii) 申立人は、50 年 12 月に特例納付を行っていることが特殊台

帳から確認でき、当該特例納付を行うことにより、同年12月以降、申立人が60歳に到達するまでの間の国民年金保険料を納付した場合、年金受給資格期間の要件を満たすことを目的として特例納付を行ったと推認でき、過年度納付についても同様に、受給権を取得するために、その時点で過年度納付が可能な期間について、先に経過した月から納付したものと推認できる。このため、申立期間の保険料は未納付であったと推認できることなどから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に年金記録確認愛媛地方第三者委員会（当時。以下「愛媛委員会」という。）の決定に基づき、平成20年10月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の申立てにおいて、i) 申立人の妻は、「夫の知人が自身の国民年金保険料を特例納付した後に、夫に特例納付を勧めたことを思い出した。」と主張しているところ、申立人の知人に対しては、昭和52年4月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人夫婦より後に、申立人の知人が国民年金に加入したことがうかがわれることから、申立人の妻の主張は、当該事実と相違すること、ii) 申立人の妻は、「夫が一括納付した金額は、10万円ではなく8万8,000円であったことを思い出した。」と主張しているが、前述のとおり、実際の国民年金保険料額と相違していることなどの理由から、既に愛媛委員会の決定に基づき、平成24年7月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、「第三者委員会は、私たち夫婦より後に、夫の知人が国民年金に加入したことがうかがわれることから、当該知人が自身の国民年金保険料を特例納付した後に、夫に特例納付を勧めたとする私の主張は、当該事実と相違するとしているが間違いである。知人は、もっと前に国民年金に加入し、夫に国民年金の加入手続を勧め、私たち夫婦は加入手続と同時に特例納付を行った。」と主張しているところ、新たに当該知人から提出された国民年金手帳に記載された年金手帳の発行日及び当該年金手帳に貼付してある領収証書の領収日から、当該知人は、前回愛媛委員会が判断した加入時期よりも前に国民年金に加入し、過去の保険料を昭和47年6月29日に特例納付していることが判明した。

しかしながら、当該知人から、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び特例納付に関する具体的な供述を得られない上、申立人の妻は、「昭和49年4月以前に、夫が夫婦の国民年金の加入手続を行い、その場で夫婦二人分の国民年金保険料を一括納付した。」と主張しているものの、申立人夫婦の国民年金被保険者名簿の作成時期（昭和51年1月）、国民年金手帳記号番号の払出時期（同年2月）並びに申立人の特殊台帳及び国民年金被保険者名簿における特例納付の記録（50年12月29日に45年4月から47年12月までの保険

料を納付) に不自然な点は無いことから、申立人の妻が主張する時期に加入
手続が行われたとは考え難い上、申立人は当該特例納付の時点において、過
去の未納期間のうち、年金受給資格期間の要件を満たすために必要な期間に
ついて、特例納付を行ったと考えるのが自然である。

このほか、愛媛委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらな
いことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 6 日から 39 年 9 月 1 日まで
A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、請求及び受給した記憶が無いため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により確認できる申立期間の脱退手当金(1万6,848円)は、その支給額に計算上の誤りは無く、法定支給額と一致する。

また、申立人は、「私は、A社を無断で退職したということではなく、退職の意思を伝え退職した。」と供述しているところ、申立期間当時、同社の総務部長であったとする者は、「当時、無断で会社を退職する従業員以外の者については、脱退手当金の説明を行っていた。」と供述していることから、申立人が同社から脱退手当金制度の説明を受けていた可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1172

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 7 月
⑥ 平成 18 年 7 月

A社から申立期間に賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたと思うが、標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社からの給与や賞与の支払方法は銀行振込みだった。」と供述しているところ、B銀行から提出された申立人に係る取引履歴により、各月の給与の振込みは確認できるものの、申立期間①から⑥までに係る賞与が振り込まれていた形跡は無く、申立期間に係る賞与の支給について確認することができない。

また、A社は、既に破産手続が終結している上、同社の登記簿謄本から確認できる申立期間①から⑥までの元事業主3人に照会し、2人から回答が得られたものの、当該2人の元事業主は、「給与や賞与の事務に関わっていない上、関連資料を所持していない。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、A社が加入していたC厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員データによると、申立期間①から⑥までの賞与記録は確認できない上、同基金は、「申立人の申立期間に係る賞与支払届については、届出の事実を確認することができない。」と回答している。

加えて、A社が加入していたD健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳によると、申立期間①から⑥までの賞与記録は確認できない上、同組合は、「申立人の申立期間における賞与支払届の届出は無い。」と回答している。

また、申立人は、「A社で販売員として勤務していた。」と供述しているところ、申立期間①から③までにおいて同社での厚生年金保険被保険者記録があり、同社で販売員として勤務していたと回答している複数の者は、「申立期間よりも前の時期には賞与が支給されていたが、申立期間①から③までにおいて賞与は支給されていなかった。」旨供述している。

このほか、申立人が申立期間①から⑥までにおいて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与支給明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1173

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 6 日まで

A病院（現在は、B病院）に昭和 47 年 4 月に入職し、49 年 3 月までの 2 年間、C職として、勤務形態も変わることなく、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が 48 年 4 月 6 日からとなっているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、同病院で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が、申立人と同様に昭和 47 年 4 月にA病院へ入職し、C職等として働きながら医療関係の専門学校に通っていた同僚として名前を挙げた 5 人全員について、同病院における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日の 48 年 4 月 6 日となっている上、そのうちの 1 人は、「入職から 1 年間は保険証が無かった。一つ上の先輩も保険に未加入となっていたことが分かり、保険に加入した記憶がある。」と供述している。

また、申立人より 1 年前の昭和 46 年 4 月にA病院にC職として入職し、働きながらD専門学校に通っていた同僚二人についても、厚生年金保険の被保険者資格取得日は申立人と同日である上、そのうちの一人は、「入職当初、病院から国民健康保険へ加入しても良いか是非を聞かれた。」と供述していることから判断すると、同病院では、申立期間当時、必ずしも全ての職員を入職と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、B病院は、「厚生年金保険への加入の取扱い等については、当時の資料が無いため分からない。」と回答している上、申立期間当時、同病院の事務担当者であったと思われる 3 人については、既に死亡又は連絡先不明のため、

申立人の勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。